

○関東地方整備局告示第二百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成二十八年五月十二日

関東地方整備局長 石川 雄一

第1 起業者の名称 群馬県

第2 事業の種類 一般国道353号改築工事（上信自動車道・群馬県渋川市金井字下新田地内から同県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 群馬県渋川市金井字下新田、字天王平、字東裏、字堀貝戸、字西裏、字西原及び字登沢、南牧字登沢、川島字登沢、字山崎、字南山崎、字並木、字上並木、字南大塚、字西大塚、字大輪原及び字下大輪沢並びに祖母島字下里、字中之久保、字向村、字井戸沢、字前山、字高町久保、字北、字北山、字堀込、字後谷戸、字長者久保、字天之田及び字新林地内

群馬県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字金子、字根古屋及び字柏原地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県渋川市金井字下新田地内の金井インターチェンジ（仮称）から同県吾妻郡東吾妻町大字箱島字茅貝戸地内の箱島インターチェンジ（仮称）

までの延長約7.7kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道353号改築工事（上信自動車道）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道353号改築工事（上信自動車道）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築工事である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び群馬県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により群馬県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である群馬県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

一般国道353号（以下「本路線」という。）は、群馬県桐生市を起点とし、渋川市等を経由して、新潟県柏崎市に至る延長206.7kmの路線である。

群馬県内における本路線は、桐生市と中之条町を東西に結び、地域住民の通勤通学等の日常を支える生活道路であるとともに、渋川市内の関越自動車道渋川伊香保インターチェンジに近接している路線であり、吾妻地域には全国生産量上位であるキャベツ等の産地や草津温泉等の温泉地が存していることから、物流等にも広く利

用されている。

また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）に基づき群馬県が策定した群馬県地域防災計画において、緊急輸送道路の一部として位置づけられている。

しかしながら、本件区間に対応する当該路線（以下「現道」という。）は、地域内交通と通過交通が輻輳していることから、一部区間において交通混雑が発生しているとともに、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、渋川市北牧地内で16,502台／日であり、混雑度は1.40となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、災害発生時の緊急輸送路が確保されるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年度に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装を行うことで環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ、環境省レッ

ドリフトに絶滅危惧 I B 類として掲載されているホトケドジョウ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、トウキョウダルマガエル等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについては、専門家の指導助言を受け、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、必要な保全措置を講ずることで、周辺に同様の生息環境が広く残されていることなどから影響は小さいとされている。

なお、オオタカ、ハヤブサ及びミサゴについては、工事の施工に当たり工事制限時期を設定するなど、エビネについては、適切な場所への移植するなどの保全措置を講ずることとしている。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、群馬県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における災害危険箇所を避けるとともに交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、3案による検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき、総合的に検討

した結果、用地取得面積や支障物件が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も廉価であることから、最も合理的である案を採用していると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び町道の付替工事についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生していることなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、1市4町3村で構成される上信自動車道建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県渋川市役所及び吾妻郡東  
吾妻町役場

第6 収用又は使用の手続きが保留されている起業地 群馬県渋川市金井字東裏地内